

新工事 第 111 号
令和 5 年 2 月 20 日

市発注工事受注者各位

新潟市工事検査課長

施工体制台帳及び施工体系図の作成の徹底について

建設業法に基づく適正な施工体制の確保を図るため、建設業者は、本市から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために下請契約を締結したときは、当該建設工事について下請負人の商号又は名称、当該下請人に係る建設工事の内容等を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、写しを発注者に提出しなければなりません。

また、新潟市土木工事共通仕様書においても、請負業者に施工体制台帳と施工体系図の提出を義務付けているところです。

本市発注の建設工事を請け負った受注者は、適正に対応をいただくよう通知します。

○関係法令

建設業法施行令第 7 条の 4、建設業法施行規則第 14 条の 7、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 1 項・第 2 項

なお、様式や作成例については、以下を参考にご覧ください。

○国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000191.html